

燃料電池車（FCV）の燃費表示に関する当面の取扱いについて

電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車等に続く次世代自動車として、燃料電池車（以下、「FCV」という。）の発売が予定されています。

FCVについては、現在のところ、水素ステーションの数が限られているため、一充填当たりの走行距離が消費者の商品選択に際して重視されると思われる、「一充填走行距離」を燃費として表示することが適当であると考えられます。

しかしながら、FCVの「一充填走行距離」については、現在、公式テスト値（国交省審査値）が存在しないため、規約第5条第4号の規程（「燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によりテスト値に限るものとする」）に基づく燃費表示を行うことができないこととなります。

そのため、消費者が商品選択の際に必要な情報を適正に提供することにより、次世代自動車に対する理解促進を図るという観点から、FCVの燃費表示について、当分の間、以下のような取扱いとすることといたしました。

会員の皆様におかれましては、以下の考え方に沿った適切な表示を行っていただきますよう、お願いいたします。

<基本的な考え方>

1. FCVについては、「一充填走行距離」を燃費表示として取扱うものとする
2. 「一充填走行距離」の表示に使用できるデータは、国交省の定める試験方法（JC08モード走行パターン）に基づき計測された自社測定値又は第三者機関の測定値であって、客観性の担保された数値とするものとする
3. 「一充填走行距離」を表示する場合は、「参考値である旨」及び「自社測定値又は第三者機関（機関名）の測定値である旨」を明瞭に表示するものとする
4. 併せて、「水素の充填圧」及び「異なる充填圧の水素ステーションで充填した場合、タンク内に充填される水素量が異なるため、走行距離が異なる旨」並びに「使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて走行距離が大きく異なる旨」を明瞭に表示するものとする

なお、「一充填走行距離」の表示と併せて、水素の充填に要する時間（「充填時間」）を表示する場合は、以下のような取扱いとすることとする。（EVの「充電時間」と同様の考え方とする。）

1. 「充填時間」の表示に使用できるデータは、自社測定値又は第三者機関の測定値であって、客観性の担保された数値とするものとする
2. 充填時の条件（充填圧及び外気温）及び「充填圧及び外気温により、充填時間は異なる旨」を明瞭に表示するものとする

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111 FAX. 03-5511-2112

【表示例】

コトリ FCV-G 新登場！！



PHOTO:FCV-G

一充填走行距離(参考値)

約〇〇〇km^{※1}

(JC08モード走行パターンによる社内測定値)

一回あたり水素充填時間

〇分程度^{※2}

(70Mpa、外気温20℃の条件での社内測定値)

※1：70Mpaの仕様の設備で充填した後、計測した社内測定値であり、仕様の異なる水素ステーションで充填した場合は、タンク内に充填される水素量が異なるため、走行距離も異なります。また、走行距離は、使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて大きく異なります。

※2：充填圧及び外気温により、充填時間は異なります。